

赤穂市こども計画 全体構成

【総論部分】

第1章 計画の概要

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. 計画策定の趣旨・背景 | 2. 計画の法的根拠 | 3. 計画の性格 |
| 4. 他の計画との整合 | 5. 計画の期間 | 6. 計画の策定体制 |

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

- | | | |
|---------------|---------------------|------------|
| 1. 人口の状況 | 2. 世帯の状況 | 3. その他の状況 |
| 4. 教育・保育施設の状況 | 5. 実態調査結果から見たこどもの状況 | 6. 既存事業の検証 |

第3章 計画の基本的な考え方

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 基本理念 | 2. 基本目標 | 3. 施策体系 |
|---------|---------|---------|

【各論部分】

第4章 基本施策の推進

- | |
|-----------------------|
| 1. 施策分野・基本施策の考え方と個別施策 |
|-----------------------|

第5章 事業量の見込みと確保方策

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 教育・保育に関する量の見込みと確保方策 | 2. 地域子ども・子育て支援事業 |
|------------------------|------------------|

第6章 計画の推進体制等について

- | | | |
|-------------|----------------|-----------------|
| 1. 計画の点検・評価 | 2. 人材の確保・育成の推進 | 3. 情報発信や情報提供の推進 |
|-------------|----------------|-----------------|

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

令和5年4月に施行された**こども基本法**において、市町村はこども大綱等を勘案して、こども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものとされた。当市の子育て関連の施策についての計画としては、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画があり、令和6年度末に終期を迎える。今後子育て支援だけでなく、ヤングケアラー対策や結婚支援など、こども・若者を取り巻く課題にも対応するため、こども計画を策定するものである。

<国の動き>

- 令和5年4月1日に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められている。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められている。

2 計画の法的根拠

○計画の法的根拠

- ・ こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

第1章 計画の概要

3 計画の性格

- こどもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針。

4 他の計画との整合

- 赤穂市総合計画をはじめ、子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進する。

5 計画の期間

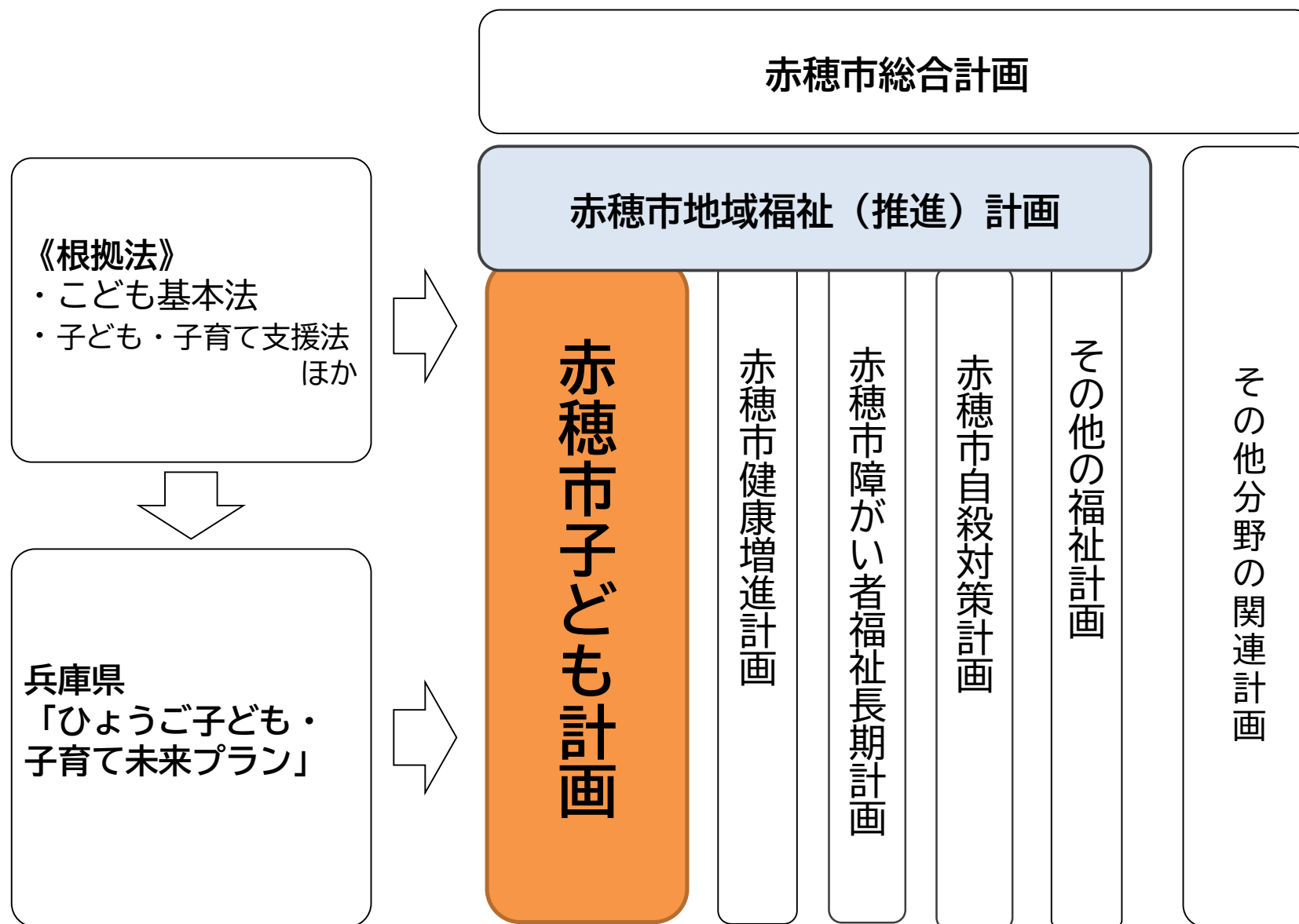
- 当計画は、5か年を1期とするものであり、今期の計画は2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする。

6 計画の策定体制

- アンケートによるこどもや保護者からの意見聴取、学識経験者、教育・保育関係者や公募による市民委員等から構成される「子ども・子育て会議」での検討、パブリックコメントにおいて市民からの意見をいただきながら、計画の推進に取り組む。
- 効果的に計画を推進していくために、毎年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルを実施、計画の進捗状況については、毎年公表。量の見込みや確保方策の見直しが必要になった場合は、必要に応じて計画を見直し。

第1章 計画の概要

<関連する主な計画等>



第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

1 人口の状況

(1) 人口ピラミッド

男女別5歳階級（住民基本台帳 令和6年4月）

(2) 人口推移

年齢3区分実数推移（住民基本台帳 令和2年～6年 各年4/1現在）

年齢3区分比率推移（住民基本台帳 令和2年～6年 各年4/1現在）

(3) こどもの人口

年齢5区分実数推移（住民基本台帳 令和2年～6年 各年4/1現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯数と世帯人員の推移

男女別5歳階級（国勢調査 平成12年～令和2年 各年10/1現在）

3 その他の状況

(1) 年齢別未婚率の状況

男女別未婚率（国勢調査 令和2年）

(2) 女性の就業率

年齢5歳階級（国勢調査 平成27年&令和2年&県平均）

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

4 教育・保育施設の状況

(1) 保育所（園）等の状況

- ①保育所（園）・地域型保育事業所 ②幼稚園の状況 ③認定こども園の状況 ④教育・保育施設利用の推移
- ⑤小・中学校の状況と推移 ⑥認可外保育施設 ⑦放課後児童クラブ ⑧放課後子ども教室 ⑨児童館
- ⑩地域子育て支援拠点 ⑪病児保育 ⑫子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）

5 実態調査結果から見たこどもの状況

(1) 調査の概要

- ①保育所（園）・地域型保育事業所 ②幼稚園の状況 ③認定こども園の状況 ④教育・保育施設利用の推移

(2) 就学前児童の保護者

- ①保護者の就労状況について ③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- ④地域子育て支援事業の認知度や利用状況と利用意向について ⑤病気の際の対応について
- ⑥不定期の教育・保育事業及び宿泊を伴う一時預かり等事業の利用状況について ⑦育児休業について
- ⑧子育てについて

(3) 小学生の保護者

- ①保護者の就労状況について ②こどもの病気やケガの際の対応について ③放課後児童クラブの利用希望について
- ④放課後子ども教室の利用希望について ⑤ヤングケアラーについて ⑥子育てについて

(4) 現状から見た課題

1 基本理念(案)

すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂
～未来を担うこどもたちのために～

2 基本目標(案)

基本目標 1

こどもの権利とひとしい
育ちを保障するまち

基本目標 2

こどもを安心して
産み育てられるまち

基本目標 3

こどもが心身ともに
健やかに成長できるまち

基本目標 4

若者が将来に希望を
抱くことができるまち

基本目標 5

地域全体で子育てを
応援するまち

3 こども計画体系（案）

第2期子ども子育て支援事業計画体系

基本理念 すべてのこどもが健やかに育ち、 未来を担うこどもたちのために	基本目標	施策の方向	取組内容	施策の方向	基本目標
	基本目標1 こどもの権利と ひとしい育ちを 保障するまち	1. こどもの権利に関する 理解促進 新規	① こどもの権利の普及啓発・情報発信 ② こどもの意見表明・社会参画の機会づくり	1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実	基本目標1
		2. こどもの貧困対策及びひとり 親家庭への支援	① こどもの貧困対策 ② ひとり親家庭への支援	2 相談体制・情報提供の充実	子どもを安 心して産み 育てられる 支援の充実
		3. 障がいのあるこどもへの支援	① 障がいのあるこどもへの支援	3 子育て支援サービスの充実	
		4. 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止対策の強化 ② 社会的養護を必要とするこどもへの支援 ③ ヤングケアラーへの支援	1 教育・保育サービスの充実	基本目標2
		5. こどもの命を守るための取組	① こども・若者の自殺対策 ② 安全安心にインターネットを利用できる環境整備 ③ 犯罪からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	子育てと仕 事の両立が できる環境 の整備
	基本目標2 こどもを安心して 産み育てられるまち	1. 安心して妊娠・出産・育児 ができる支援	① 妊娠前からの切れ目のない保健・医療の確保	1 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実	基本目標3
		2. 子育て支援サービスの充実	① 子育て支援サービスの充実	2 児童虐待防止対策の推進	生まれ育っ た環境に左 右されるこ とのない育 ちの支援
		3. 幼児教育・保育の質の向上	① 幼児教育・保育の質の向上	3 障がいのある子どもへの支援の充実	
	基本目標3 こどもが心身ともに 健やかに成長できる まち	1. 学校教育環境の充実	① 学校教育環境の充実	1 豊かな心と健康なからだの育成推進	基本目標4
		2. 豊かな心と健康なからだの 育成推進	① 子どもの居場所づくり ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ③ 心身の発達や心の問題に配慮した相談体制の充実 ④ いじめ防止と不登校のこどもへの支援	2 学校教育環境の整備	子どもたち の生きる力 と豊かな心 の育成の推 進
	基本目標4 若者が将来に希望を 抱くことができる まち 新規	1. 若者の生活基盤の安定のため の支援 新規	① 雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援	3 児童・青少年の健全な育成のための環境整備	
		2. 悩みや不安を抱える若者への 支援 新規	① 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	1 地域の子育て力の向上	基本目標5
	基本目標5 地域全体で子育てを 応援するまち	1. 相談体制・情報提供の充実	① 相談体制・情報提供の充実	2 子どもの安全を守る生活環境の整備	地域ぐるみ で子どもや 子育て家庭 を支援する 環境の推進
		2. 地域の子育て力と安全な 生活環境の推進	① 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ② 安全な生活環境の整備		
		3. 仕事と子育ての両立ができる 環境整備	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 共働き・共育での推進 ③ 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進		

第4章 基本施策の推進

- ・ 前頁の計画体系図に即して、展開
- ・ 現行計画と重複する箇所は踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新

第5章 事業量の見込みと確保方策

- ・ 第5章は、現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新

第6章 計画の推進体制等について

資料編

- ・ 策定経過、策定体制及び子ども・子育て会議委員名簿を更新。